

別紙4（モバイルインターネットの規定）

第1条（本サービス規定の適用）

モバイルインターネットの規定は、基本サービスとしてサービスメニューモバイルインターネットが提供される利用契約に対して適用されます。

第2条（提供条件）

モバイルインターネットは、当社が提供する携帯電話ネットワークを利用して、契約者が通信用端末をもちいてパケット通信・インターネット接続を行うサービスです。

2 本サービスの利用には、別途「モバイル接続サービス」の利用契約の締結が必要です。

3 本サービスでは「モバイル接続サービス」の利用規約に定めるサービスメニューのうち、LTE プランではデータ通信 SIM カードおよび SMS 機能付き SIM カード、3G プランではデータ通信 SIM カードおよび SMS 機能付き SIM カードが利用できます。

第3条（サービスの制限）

本サービスは、常時接続、通信速度及び帯域について、一切保証しません。

2 本サービスは、サービス仕様に基づき所定の通信制限を行います。制限内容は「Master's ONE サービス仕様書」とおりとします。

3 当社は、契約者に対して本サービスの利用目的を確認し、利用方法について指定することができるものとします。契約者は、当社が指定した利用方法以外の方法で本サービスを利用することはできません。

第4条（ユーザ ID）

当社は、契約者からの申請に基づいて PPP 認証に必要な1つのユーザ ID、及び、ネットワークパスワードを定めず。

2 契約者は、前項のユーザ ID を同時に複数使用してモバイルインターネットを利用することはできません。

3 契約者は、第1項のユーザ ID 以外を使用してモバイルインターネットを利用することはできません。

4 第1項のネットワークパスワードを連続して5回誤用した場合は、対応する第1項のユーザ ID は使用できなくなる場合があります。

5 サービス識別子は当社指定となります。

第5条（ユーザ ID 等の管理）

契約者は利用者の中から、管理者を指名するものとします。

2 管理者はユーザ ID 等を適正かつ厳重に管理するものとします。

3 ユーザ ID 等の管理の不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

4 契約者および管理者はユーザ ID 等の盗難があった場合、ユーザ ID 等が第三者に使用されていることが判明した場合には、当社にただちにその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第6条（通信用端末または SIM カードの提供）

モバイルインターネット for Biz で利用する通信用端末は当社からのレンタル提供もしくは契約者にて用意することとします。契約者にて用意する場合、通信端末の情報を当社に通知することとします。当社は契約者用意の通信端末に関して一切の動作保障をいたしません。

2 1つの利用契約につき1台の通信用端末または1枚のSIMカードをレンタルいたします。

当社から提供する通信用端末にはSIMカードが1枚含まれます。

3 当社から提供する通信用端末は当社の都合により、その種類を変更する場合があります。交換の場合は、別途当社より通知いたします。

第7条 (通信用端末またはSIMカードの引渡し)

当社は契約者に対し、通信用端末またはSIMカードを契約者が別途指定した場所に当社指定の手段にて届けることとします。

2 契約者が通信用端末またはSIMカードを受領したことにより引き渡しが完了したものとします。

第8条 (通信用端末またはSIMカードの保証)

当社は引き渡し時において通信用端末またはSIMカードをその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。

2 契約者が通信用端末またはSIMカードの引き渡しを受けた日から10日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、通信用端末またはSIMカードは正常に機能するものとみなします。

第9条 (通信用端末の保証期間)

通信用端末の保証期間は、利用サービスの最低利用期間と同一とします。保証期間を超過した場合、第10条で規定する修理及び交換は全て契約者負担にて行われるものとします。

2 保証期間はサービスの最低利用期間やその他契約締結に関わらず、最大で3年となります。

3 保証期間終了前に第12条に定める機器提供終了が生じた場合、保証期間の終了日は提供終了日に繰り上がるものとします。

第10条 (通信用端末またはSIMカードの修理及び交換)

当社は保証期間内において、通信用端末またはSIMカード本来の目的に従った使用をしていたのにも係らず、次のような場合または契約者の責任による故障が発生した場合を除き、当社負担で通信用端末またはSIMカードの修理もしくは交換を行います。

- ・ 契約者の過失による破損、及び水濡れによる故障または損傷
- ・ 落下等による故障または損傷
- ・ 不当な修理や改造または異常電圧に起因する故障または損傷
- ・ 使用中に生じた傷、汚れなど外観上の変化
- ・ 火災、地震、水害、落雷、などの天災地変ならびに水没などによる故障または全損
- ・ 故障の原因が本製品以外にある場合
- ・ 消耗部品の交換・仕様変更など

2 前項に定める場合当社負担の場合以外の原因により通信用端末またはSIMカードが故障した場合、その修理若しくは交換の費用については、契約者の負担とします。これらの費用については、弊社から発送する代替機の初期費用額を端

末損害金（以下、端末損害金とします）として請求いたします。（故障機と代替機の機種が異なる場合、代替機の初期費用額を適用）なお、リモート接続機器（SIMカード）の損害金は「モバイル接続サービス」利用規約で定めます。

3 通信用端末の故障、紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失した場合は、契約者は当社にただちにその旨を通知するものとし、通信用端末がある場合には、通知後、速やかに当社に通信用端末を送付するものとし、当社は、当該通信用端末の代替品を速やか発送いたします。

弊社からの代替品到着後、28日以内に契約者からの機器送付が行われない場合、その原因を問わず端末損害金を当社に支払うものとし、

4 契約者は、通信用端末が紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失し、当社に返送できない場合には、その原因を問わず端末損害金を当社に支払うものとし、

5 通信用端末が代替品に変更される場合、通信用端末の電話番号・シリアルナンバー等が変更となります。変更になった情報は別途当社が定める方法により通知いたします。

6 通信用端末の代替品は同一機種に限るものとし、別機種への交換は、契約者の申込に応じて、契約者負担にて行うものとし、

第11条（通信用端末またはSIMカードの返却）

サービス解約時もしくはサービス提供終了時には契約者負担にて通信用端末またはSIMカードを全て当社まで返却するものとし、返却されない場合は端末損害金を当社に支払うものとし、

第12条（通信用端末の提供の終了）

当社は、通信用端末について、事前に通知することにより、その提供を終了できるものとし、

2 提供終了の通知にあたり、当社は、通信用端末の取扱として、次のいずれかを指定できるものとし、契約者は当社が指定した取り扱い方法のいずれかを選択するものとし、

(1) 第11条に基づき、契約者は当社に通信用端末の返却を行う。

(2) 当社は 通信用端末を現状有姿で契約者に無償譲渡する。

（この場合、当社は譲渡対象の通信用端末について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等その他、何ら責任を負わないものとし、

(3) 当社が指定する新たな機種への再契約をし、新機種との交換を行う。

（契約に関わる諸費用は契約者負担となります）

3 契約者は提供終了日までいずれかを選択するものとし、なお契約者がいずれの意思表示も行わない場合、当社が上記いずれかの対応を選択できるものとし、

4 提供の終了については、当社が規定する提供終了日の3ヶ月前までに通知するものとし、

第13条（責任分界点）

(1) 当社が提供する通信用端末は当社が契約するデータ通信網で接続されるものとし、責任分界点は当社より提供する通信用端末までとし、

(2) 当社が提供するSIMカードは当社が契約するデータ通信網で接続されるものとし、責任分界点は当社より提供するSIMカードまでとし、

第14条（サービスメニューの提供条件）

契約者は以下に記載する各サービスメニューの提供条件を了承するものとします。

サービスメニュー	提供条件
モバイルインターネット for Biz 【新規販売終了】	<ol style="list-style-type: none">1 パソコン等情報端末に通信用端末を接続し、インターネット経由でデータ通信を行います。2 ユーザ ID は、当社指定のサービス識別子を利用させていただきます。3 インターネット接続のアクセスポイントは、当社が指定します。4 IP アドレスは当社指定のプライベートアドレスとなります。5 上記アクセスポイント以外へのデータ通信等当社が定める利用方法以外の利用は、これを禁止します。当社が定める利用方法以外の利用を行った場合には、利用規約第 43 条に基づき提供停止措置をとる場合があります。6 本紙第 3 条 2 項に基づき所定の通信制限を行います。

第 15 条 (技術的事項)

「Master' sONE サービス仕様書」の通りとします。